

(様式第34号)

## 工事部分下請負通知書

平成25年 1月31日

栃木県知事 福田 富一 様

請負人  
住所  
商号又は名称  
代表者の氏名

宇都宮市今泉町21  
和田工業株式会社  
代表取締役 和田 均



下記のとおり工事を部分下請させたので通知します。

### 記

- 1 工事名 県営大和住宅2号棟新築機械設備工事
- 2 工事箇所 栃木県宇都宮市大和2丁目
- 3 請負代金額 ¥64,312,500- (うち消費税 ¥3,062,500-)
- 4 下請負人 住 所 栃木県芳賀郡益子町大字七井3146-3  
商号又は名称 有限会社加藤設備工業  
代表者の氏名 加藤 俊夫  
建設業許可番号 ~~国土交通大臣~~ 号  
知事 (般-21) 23253号
- 5 下請に付する理由 スリーブ工事及び給排水配管工事（埋設）は、専門的技能を要するものであり、上記の下請業者は、専門的技能を有し、同種工事の実績もあり、かつ施工能力が優秀であるため。
- 6 下請負工事の金額及び概要  
スリーブ工事（一部埋設逃げ配管を含む）  
請負金額 ¥1,575,000- (うち消費税 ¥75,000-)
- 7 下請負業者の現場代理人氏名  
森嶋 宏

# 注 文 書

平成 25 年 1 月 29 日

有限会社加藤設備工業 御中

下記の通り注文致します。

お引受のときは請書を御提出ください。

金額	¥ 1 5 7 5 0 0 0
----	-----------------

和田工業株式会社  
代表取締役 和田均  
宇都宮市今泉町21番地  
電話(028)621-0511(代)

工事名	県営大和住宅2号棟新築機械設備工事			
工事場所	宇都宮市大和2丁目			
注文番号	5016	工事番号	55068	
工期	着手 平成24年10月22日	完成 平成25年11月5日		
支払い	当社規定により毎月20日締切、当社指定の請求書を提出する。 下記支払い条件に基づいて翌月20日支払う。但し、出来高の90%以内とする。			
支払条件	現金			

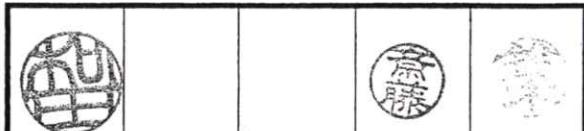
## 内 訳

名 称	数量	単位	単 価	金 領	摘要
スリーブ工事	1	式		1,500,000	逃げ配管含む
(見積内訳の通り)					
計				1,500,000	
消費税				75,000	
注文金額				1,575,000	

## 注文条件【役務】

適用図面・仕様等	設計図、施工図		
必要資格	無し	必要書類	無し
検査方法	■各工程	□完成時	工場検査 □有 ■無

※1. 上記工事に関しては、建設工事請負契約約款による。





# 請書

平成 年 月 日

和田工業株式会社 御中

下記の工事及条件につきまして全文、承諾の上  
お請けいたします。

金額	¥ 1 5 7 5 0 0 0
----	-----------------

住 所

新木県守賀郡志乃大字七井3164番地3  
有限公司 加藤設備工業  
代表取締役 加藤 俊 太  
電話(0285) 72-5141

会社名

代表者

工事名	県営大和住宅2号棟新築機械設備工事			
工事場所	宇都宮市大和2丁目			
注文番号	5016	工事番号	55068	
工 期	着手 平成24年10月22日	完成 平成25年11月 5日		
支 払 い	貴社規定により毎月20日締切、貴社指定の請求書を提出する。 下記支払い条件に基づいて翌月20日支払う。但し、出来高の90%以内とする。			
支 払 条 件	現 金			

## 内訳

名 称	数量	単位	单 価	金 额	摘 要
スリーブ工事	1	式		1,500,000	逃げ配管含む
(見積内訳の通り)					
計				1,500,000	
消 費 税				75,000	
注 文 金 額				1,575,000	

## 注文条件【役務】

適用図面・仕様等	設計図、施工図		
必 要 資 格	無し	必 要 書 類	無し
検査方 法	■各工程	□完成時	工 場 檢 査 □ 有 ■ 無

※1. 上記工事に関しては、建設工事請負契約約款による。

# 建設工事請負契約約款

## (総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場において互に協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2. 甲が注文書を乙に発行し、乙が甲に対し注文請書を引き渡した時に請負契約が成立したものとする。

### （一括委任・一括下請負）

第2条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して、第三者に委任し若しくは請け負わせることはできない。

### （権利義務の譲渡等）

第3条 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させることはできない。

2. 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物検査済の工事材料を第三者に譲渡し若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

### （支給材料・貸与品）

第4条 支給材料または貸与品の受渡期日及び受渡場所は、甲乙の協議によるものとする。

2. 乙は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって使用し、保管する。

3. 支給材料の使用方法または残材（有償支給材料の残材を除く。）の処置は、甲の指示による。

4. 不用となった支給材料（有償支給材料を除く。）または使用済の貸与品の返還場所は、甲乙の協議によるものとする。

### （工事の変更・工期の変更）

第5条 甲は、必要によって、工事を追加し、又は変更することができる。

2. 甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。

3. 前二項の場合、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。

4. 乙は不可抗力その他正當な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して工期の延長を求めることができる。延長日数は甲・乙が協議して定める。

### （不可抗力による損害）

第6条 天災その他自然的又は、人為的な現象であって、甲・乙いずれにも、その責を帰すことのできない不可抗力によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は、工事用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。

2. 前項の損害について、甲・乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。

### （第三者損害）

第7条 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由で生じたものについては、甲の負担とする。

2. 前項の規定にかかわらず、施工のため通常避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶などの理由により、第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償する。ただし、その損害のうち施工について、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙の負担とする。

3. 前二項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は乙に協力する。

4. 1又は2の場合、必要あるときは、甲は乙の請求によって工期を延長する。延長日数は、甲・乙が協議して定める。

### （安全遵守義務）

第8条 乙は、甲の指示・作業手順及び法律等を遵守し、工事の安全に努めなくてはならない。

2. 前項の義務をおこたり、明らかに乙の責に帰すべき理由で生じた労働災害に対する補償は、全て乙が負担するものとする。

### （引 渡）

第9条 乙は、工事を完了後遅滞なく完成した旨を甲に通知する。甲は、すみやかにこれに応じて検査を行い、検査に合格したときは引渡しを受ける。

2. 目的物が一部完成し検査に合格したときは、甲が乙にその既成部分の請負代金相当額の全額の支払を完了すると同時に、その既成部分の引渡しを受けることができる。

### （請求・支払）

第10条 請負代金の支払方法及び時期については、注文書の定めるところによる。

### （安全経費の負担）

第11条 工事における安全に掛かる経費の負担については、法律等の責任に応じて甲・乙それぞれ分担するものとする。ただし、分担詳細については、別に示す経費分担明細によるものとする。

## （請負代金額の変更）

第12条 つぎの各号の一にあたるときは、当事者は相手方に対し請求代金額の変更を求めることができる。

- 工事の追加、変更があったとき
- 工期の変更があったとき
- 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃・経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

2. 請負代金額を変更するときは、甲・乙協議して定める。

### （履行遅滞・違約金）

第13条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないときは、別に特約のない限り、甲は、遅滞日数1日につき、請負代金額から工事の出来形部分と検査済の工事材料に対する請負代金相当額を控除した額の1/1000に相当する額の違約金を請求することができる。

2. 甲が第9条2または第10条による請負代金または請負代金相当額の支払を完了しないときは、乙は、遅滞日数1日につき支払遅滞額の1/1000に相当する額の違約金を請求することができる。

3. 甲が前払または部分払を遅滞しているときは、前項の規定を適用する。

4. 甲が2の遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合、乙が自己のものと同一の注意をもって管理したにもかかわらず契約の目的物に生じた損害および乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

### （甲の中止権・解除権）

第14条 甲は必要によって、工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。甲は、これによって生ずる乙の損害を補償する。

2. つぎの各号の一にあたるときは、甲は工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙に損害の賠償を求めることができる。

- 乙が正当な理由なく着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 工事が工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。

c. 乙が第2条の規定に違反したとき。

### （乙の中止権・解除権）

第15条 つぎの各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。

a. 甲が前払又は部分払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払をしないとき。

b. 甲が正当な理由なく、第4条4項又は第10条2項による協議に応ぜず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。

2. つぎの各号の一にあたるときは、乙はこの契約を解除することができる。

a. 甲の責に帰すべき理由による工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上又は二ヶ月以上になったとき。

b. 甲が工事を著しく減少したため、請負代金額が三分の二以上減少したとき。

c. 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。

d. 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

3. 前各項の場合、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。

### （解除に伴う措置）

第16条 この契約を解除したときは、甲が工事の出来形部分と検査済の工事材料を引き受けるものとして、甲・乙が協議して精算する。

### （紛争の解決）

第17条 この契約について当事者間に紛争が生じたときは、当事者の双方または一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼する。

### （瑕疵の担保）

第18条 乙は、本工事の瑕疵について、引渡し後、甲と発注者との契約で定められた期間、甲と発注者との契約で期間が明示されない場合は2年間、担保の責任を負わなければならない。但し、故意又は重大な過失についてはこの限りではない。

### （補 則）

第19条 注文書又はこの約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲・乙が協議して定める。

監第4-23号  
平成21年12月10日

(有) 加藤設備工業

加藤 俊夫 様

栃木県知事 福田 富

一般 建設業の許可について（通知）



平成21年10月30日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号 栃木県知事 許可(般-21) 第 23253号  
許可の有効期間 平成21年12月10日から 平成26年12月9日まで  
建設業の種類 管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 平成26年11月9日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)